獨協医科大学ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

平成 30 年４月１日制定
令和　７年４月１日改正
令和８年 10 月１日改正

１．ガイドラインの目的

ソーシャルメディアは、広く社会に浸透し、多くの教育・医療機関の現場でも利用されるようになっています。これらソーシャルメディアを有効に活用することで、情報を効果的に伝えられるだけでなく、情報交換することが可能となっており、相互関係の構築にあたって重要な手段となっています。

一方で、ソーシャルメディアには匿名性や一方的な情報発信が可能であるという特性が原因となり、情報発信者が意図しない問題を引き起こし社会に対し多大な影響を及ぼす可能性もあります。そのため、ソーシャルメディアを利用する場合は、その特性等を十分に理解する必要があります。

獨協医科大学(以下「本学」という。)は、本学教職員並びに学生が様々なソーシャルメディアを利用して情報発信する場合の遵守すべき姿勢や行動を明確にし、自覚と責任を持ってソーシャルメディアを利用することを促進するために、ソーシャルメディア利用ガイドラインを策定しました。

２．定義

「ソーシャルメディア」とは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、動画共有サイト等に代表される、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるメディアのことをいいます。代表的な SNS として Instagram、Facebook、X、LINE などが挙げられます。情報発信とは、主体的に新規の情報を発信することだけではなく、他の組織や個人が発信している情報に対し、コメント、シェア、「いいね」等の反応をすることを含みます。

３．ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、本学構成員すなわち本学に在籍する教職員（非常勤、嘱託、派遣、業務委託等を含む。）・学生等のすべてを対象とし、構成員が公私を問わずソーシャルメディア上で情報を発信、公開する場合に適用します。

４．情報発信に関する基本原則

次の各号に、情報発信する際の基本原則をまとめていますので、ソーシャルメディアを利用して情報発信する際には十分に配慮した上で利用してください。

１）法令遵守

日本国の法令を遵守してください。また、留学、海外出張又は海外旅行時等においては、当該国の法令や国際法を遵守してください。

2）人権尊重

基本的人権、知的財産権(肖像権、著作権、商標権等)に関して十分留意してください。

人の肖像写真等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利が認められる場合があるため、知的財産権のみならず、人格権にも配慮してください。

3）守秘義務及び機密情報の取扱い

個人情報等守秘義務を伴う情報、職務上知り得た守秘義務のある情報や機密性の高い情報は、発信することのないよう十分留意してください。ただし、これは公益通報者保護法に基づく情報発信を排除するものではありません。

4）正確な情報発信

正確な情報発信に努め、虚偽、誹謗中傷の情報や誤解を招く情報は発信しないでください。また、発信された情報に誤りがあることに気づいた方は、被害者あるいは該当する相談窓口に速やかに連絡してください。

不確定な情報や虚偽の情報を発信することは、被害者、本学、そして最終的には発信者の名誉と信頼を損なうことになります。

5）本学の一員であることの自覚と責任

本学の構成員としての自覚と責任を持ち、情報の発信は慎重に行ってください。また大学名や実名の明示の有無にかかわらず、構成員が発信した情報は、本学に多大な影響を及ぼす可能性を持つことを認識してください。ソーシャルメディアにおいて発信した情報の内容については、個人が責任を負うことになります。

6）免責文の記載について

本学に関連する内容を発信する場合には「掲載内容は個人的な見解であり、獨協医科大学の立場や意見を代表して示すものではない」旨の免責文を明記してください。ただし、免責文を明記していたとしても、個人の発言により他者に与えるイメージが、本学全体のイメージに大きな影響を及ぼすことを十分に自覚してください。

7）プライバシー保護

一度インターネット上に発信した情報は、完全に削除できないことを理解し、必要以上に自身及び他者の個人情報(画像等を含む。)を提供することがないよう留意してください。

8）上記のほか、次に掲げる内容に該当する情報の発信はしないこと。

①違法行為を連想させる情報及び違法行為を助長する情報

②当人の許可を得ていない他者の秘密及び個人情報

③人種、思想、信条について差別的な内容を含む情報及び差別を助長する内容を含む情報
④他者に対する誹謗中傷や、不敬な表現・発言を含む情報
⑤有害、猥褻、暴力的な情報及びそれらの描写が含まれる情報
⑥その他公序良俗に反する情報

５．管理体制

本ガイドラインは、総務部総務課で管理し、不適切な情報があると判断した場合やソーシャルメディアの利用に重大な違反や不正利用などが判明された場合は、本学個人情報保護に関するガイドラインに照らし、下記担当窓口にて情報の削除又は必要に応じてアカウントの停止又は廃止を依頼することがあります。

区　分	大　学	附属看護専門学校 同　　三郷校	大学病院	埼玉医療センター	日光医療センター
教職員関係	人事部	事務室	庶務課	職員課	管理課
学生関係	学務部 看護学部事務室	事務室			
患者関係			医療安全推進センター 医事保険課 患者相談窓口部門	外来課 入院課 医療安全管理室	医事課 医療安全推進部

６．罰則事項

本ガイドラインの遵守事項に違反した者は、その違反内容に応じて、就業規則・学則等に基づき厳正に処分・措置を講じます。

７．教育・研修・啓発活動

本学は、構成員等によるソーシャルメディアの適切な利用のため、それらの利用によるトラブル事例の背景、実情、影響や問題点の解明を深め、十分な理解を得るように、本学構成員等に対する教育・研修、調査・広報活動を通じ、周知徹底、啓発に努めるものとします。

８．その他

本ガイドラインについては、ソーシャルメディアの特性上、メディアや社会情勢の変化などに合わせて随時見直しを行うこととします。よって、予告なしに更新することがありますが、変更があった場合は、本学ホームページにて告知します。

【参考】トラブルとなりうる行為の例

ソーシャルメディアを利用して発信した情報は、完全に削除することが不可能であるとともに、発信者の意図にかかわらず瞬時に世界中へ公開・拡散されるリスクがあります。また、発信者の意図しない形で収集、利用されるおそれもあります。とくに、以下のような行為は、必ずしもただちに懲戒処分や刑罰の対象となるとは限らないものの、トラブルに発展しうるだけでなく、発信者自身も一生涯消えない傷を負う可能性のある危険な行為です。

ソーシャルメディアの利用に当たっては十分にご注意いただくとともに、それらの利用に関してトラブルが生じた場合には、必要に応じて、所属学部・研究科・学校の事務室、所属長または担当窓口等へご相談ください。

１．法令に違反する（可能性のある）行為の例

①自身や第三者の性的な姿態を撮影した写真や動画等を、ソーシャルメディア上に投稿する行為（撮影対象者の許可の有無や、自己の画像であるかを問いません）や、相手の許可なく性的な内容を含むメッセージを送信する行為

②授業や試験等で使用・配布された教材・資料やウェブサイト上から保存するなどした他者の著作物（写真、イラスト、動画、文章等）等を、当該他者の許諾なくソーシャルメディア上に投稿する行為

③他者の名誉を毀損しまたは誹謗中傷する内容をソーシャルメディアのプロフィールやステイタス上に表示したり、ソーシャルメディアを利用して発信したりする行為

④他者に対する加害予告をソーシャルメディアのプロフィールやステイタス上に表示したり、ソーシャルメディアを利用して発信したりする行為

⑤通常知り得る範囲を超えて相手の居場所を特定した旨のメッセージを送信したり、相手の意思に反した直接のコミュニケーションを求めるメッセージを複数回にわたり送信したりする行為

⑥他者の ID・パスワード等を使用して他者のソーシャルメディアのアカウントにログインする行為

２．本学のハラスメント防止に関するガイドラインに違反する（可能性のある）行為の例

①相手の同意なく卑猥な文章や画像を送信したり、卑猥な画像を送信するよう求めたりする行為

②相手より優位な立場にある者が、合理的な理由なく頻繁にまたは深夜帯や休日等にメッセージを送信し、即時の返信や対応を要求する行為

③相手より優位な立場にある者が、相手に対する注意や叱責を、合理的な理由なくソーシャルメディア上に投稿したり、第三者を含めたグループに送信したりする行為

④教員が学生・生徒に対して、合理的な理由なく単位取得、卒業・修了、論文発表等に関する不利益を告知し、またはほのめかす内容のメッセージを送信する行為

３．他者の人権や権利の侵害または公序良俗違反となる（可能性のある）行為の例

①特定の民族や国家、宗教、性自認・性的指向等について殊更に貶める表現を、ソーシャルメディアのプロフィールやステイタス上に表示したり、ソーシャルメディア上に投稿したり、メッセージにて送信したりする行為

②特定可能な程度に他者の姿態が映った写真・動画や他者のプライバシーにかかわる情報を、当該他者の許諾なくソーシャルメディア上に投稿する行為

③他者の顔写真や氏名等の個人情報を無断で利用し、他者になりすましてソーシャルメディアを利用して情報を発信する行為

④他者に対し、当該他者が義務を負わない行動を要求するなど不当な要望を示すとともに、当該要望が実現されない場合には自傷等する旨をほのめかす内容のメッセージを送信する行為

⑤悪質なデマやフェイク情報、不正確な情報を、ソーシャルメディアを利用して発信する行為

４．自身の違法、不当な行為等への関与をうかがわせる行為の例

①公共交通機関での不正乗車、線路等への立ち入り、万引き、賭博等の法令違反行為を撮影したり、写真や動画またはこれらの行為を告白する内容の文章を、ソーシャルメディア上に投稿する行為

②飲食店等で不衛生な行為に及んだり、公共の場で迷惑行為に及んだりしている様子を撮影した写真、動画またはこれらの行為を告白する内容の文章を、ソーシャルメディア上に投稿する行為

③20 歳未満飲酒・喫煙、一気飲みなど健康にかかわる態様での飲み会やカンニング等の様子を撮影した写真、動画またはこれらの行為を告白する内容の文章を、ソーシャルメディア上に投稿する行為

④大麻や覚せい剤その他の違法薬物の所持を告白したり、使用を勧誘したり、売買を求めたりする内容を、ソーシャルメディアのプロフィールやステイタス上に表示したり、ソーシャルメディア上に投稿する行為

⑤ライブやイベント等のチケットを定価よりも高額で譲渡することをソーシャルメディア上で投稿喧伝する行為

※これら投稿の内容は、違法又は不当な行為に該当する（可能性がある）ものです。

５．守秘義務違反行為の例

学習、教育、研究、インターンシップ、部活動やサークル活動、アルバイト等を含めた業務その他生活を送る中で知り得た以下の情報を、許可権限を有する者の許可なくソーシャルメディア上に投稿したり、第三者にメッセージを送信したりする行為

ⅰ　個人情報

ⅱ　企業や団体の内部情報

ⅲ　その他守秘義務を負う情報